

藤沢市民会館使用ガイドライン

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、藤沢市民会館の使用に当たっては、本ガイドラインを遵守するようお願いいたします。

また、本ガイドラインのほか、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、神奈川県「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」等に基づき必要な取組を実施し、感染拡大防止にご協力くださいますようお願いいたします。

本ガイドラインは、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日）及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年11月19日）、神奈川県「新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和3年11月22日改定）を参考に作成しています。

国等の対処方針等に変更があった場合、本ガイドラインを変更することがあり、変更となった場合は、施設使用日時点のガイドラインが適用となりますのでご注意ください。

1 本ガイドラインの適用

2022年1月5日から

2 施設ごとの使用人数の制限

(1) ホール、展示集会ホール

施設名	使用人数の上限	
	大声なし (定員の100%)	大声あり (定員の50%)
大ホール (定員1,380人)	観客人数：1,380人	観客人数：690人
小ホール (定員434人)	観客人数：434人	観客人数：217人
第1展示集会ホール (定員：椅子席使用時 250人、立席使用時 500人)	椅子席使用時：250人 立席使用時：500人	椅子席使用時：125人 立席使用時：250人
第2展示集会ホール (定員：椅子席使用時 150人、立席使用時 200人)	椅子席使用時：150人 立席使用時：200人	椅子席使用時：75人 立席使用時：100人

※大声の定義「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
(内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長「基本的対処方針に基づくイ

ベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年11月19日))

(2) 会議室等

施設名	使用人数の上限 (一度に入室できる人数)
第1会議室(定員:16人)	16人
第2会議室(定員:60人)	55人
第3会議室(定員:30人)	26人
教養室(定員:36人)	26人
和室(定員:36人)	24人
集会室:まつ(定員:60人~80人)	60人
〃 :ふじ(定員:30人~40人)	29人
〃 :かわせみ(定員:10人~20人)	10人
〃 :さくら全面(定員:24人~30人)	27人
〃 :さくら半面	13人

3 施設使用上お守りいただくこと(全施設共通)

- (1) 来場者全員(主催者スタッフ、出演者、観客等を含む、すべての施設使用者。以下同様。)のマスク着用を徹底してください。マスクをお持ちでない方に対しては、入場をお断りいただくか、主催者が配布用マスクを準備してください。
- (2) 来場者全員に、こまめな手洗い・手指消毒を行うよう誘導してください。手指消毒用のアルコール消毒液等は、主催者をご用意ください。
- (3) 来場者全員の体調を把握し、次の場合は入場等させないでください。
 - ・37.5度以上(または平熱よりも1度以上高い)の発熱がある
 - ・息苦しさ、強いだるさ、咳、頭痛など、風邪のような症状がある
 - ・その他、新型コロナウイルス感染を疑われる症状(味覚障害等)がある
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触者
- (4) 万が一新型コロナウイルス患者が発生した場合に備え、入場者名簿を作成するなど、入場者全員の連絡先を把握し、1か月を目安に保管してください。また、厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」、神奈川県「LINE コロナお知らせシステム」もご活用ください。
※入場者名簿に記載してもらう事項(最低限必要な項目)
①:氏名 ②:電話番号 ③:住所(市町村名のみ)
- (5) ホール座席に着座の時以外の人と人との間隔は、最低でも1m以上を確保してください。
- (6) 出入口の扉はできるだけ開放するようにしてください。やむなく扉を閉めなければいけない場合は、こまめに開放し、換気を行うようにしてください。
- (7) 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるようにしてください。

- (8) 使用後の施設内は、特に人の手が触れるところを中心に消毒液を用いた消毒をしてください。
※清掃用の消毒液及び雑巾は、会館にも用意があります。
- (9) 催し物等の入退場時や休憩時間においては、3密（密閉・密集・密接）とならないよう注意してください。
- (10) 催し物等を実施する場合、神奈川県が定めるイベントに係る感染防止対策に基づき必要な取組を実施してください。（詳しくは神奈川県のホームページでご確認ください。）

4 大・小ホールについて

- (1) 大声を伴う場合は、前後左右の座席の間隔をあけるなど間隔を取ってください。
- (2) 舞台上で公演者等が大きな声を出す（歌唱等）ような催し物を行う場合は、舞台上から2m（2列目）までは客席を使用しないでください。
- (3) 公演者等は、舞台上等での表現形態に応じて、出演者間においても十分な間隔を取るなど、感染防止策を講じてください。
- (4) 観客の入退場時には最低でも1m以上の間隔を取るようしてください。
- (5) 開演前や休憩中などの時間にホワイエで密集・密接な集団ができないよう案内・誘導してください。
- (6) 特に休憩時間中のトイレは混雑します。最低でも1m以上の間隔を保って並ぶようにお声掛けください。
- (7) 演者等と観客が催物の前後、休憩時間等に接触しないようしてください。
- (8) その他、催物等の内容により、各団体（一般社団法人全日本合唱連盟、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会、一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク等）が定めるガイドライン等を参考とし、必要な措置を取ってください。

5 第1・第2展示集会ホール

- (1) 座席を使用する場合、密集・密接な状況を作らないよう、配置等を工夫してください。
- (2) 窓や扉を開けて常時換気又はこまめな換気をしてください。（第1展示集会ホールは窓が開かないため、非常口を開けて換気をしてください。）
- (3) 使用した机や椅子、ホワイトボード、マーカー等は、確実に消毒するようしてください。

6 各会議室、教養室、和室、集会室

- (1) 窓や扉を常時開け、常時換気又はこまめな換気をしてください。
- (2) 人と人が向かい合うような状況を避けてください。
- (3) 使用した机や椅子、ホワイトボード、マーカー等は、確実に消毒するようしてください。

以 上